

令和6年度（令和6年度補正分）地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業 作業要領

1 事業の目的

障害児支援分野におけるICT活用により、障害児支援現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら、安全・安心な障害児支援体制の充実を図ることを目的とする。

2 本事業の補助対象事業者

千葉県内（指定都市及び中核市を除く。）に所在する障害児支援事業者及び障害児相談支援事業者（以下、「障害児支援事業者等」という。）とする。

3 事業内容

（１）障害児支援分野のICT導入モデル事業

（２）児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業

4 補助単価及び補助率

	障害児支援分野のICT導入モデル事業	児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業
補助単価	1施設・事業所あたり最大100万円とする。	児童発達支援センター等1箇所あたり最大80万円とする。
補助割合	3／4	3／4

5 補助対象

次のICT機器等に係る導入費用（工事費、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費）を補助対象とする。

①情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）

②ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）

③通信環境機器等（Wi-Fiルーターなど）

④保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

＜障害児支援分野のICT導入モデル事業に関する留意事項＞

※令和7年2月7日～令和7年3月31日までに発注・支払い・納品したもののみを補助対象とする。

※①について、業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェアを対象とする。

※②について、「業務支援」又は「バックオフィス業務」のいずれかを一貫通貫（転記等の業務が発生しない）で実施する環境を実現する商用製品に限り補助対象とする。

※③及び④については、①及び②の導入に必要なものに限り補助対象とする。

※リース費用については、補助対象外とする。

※インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。

＜児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業に関する留意事項＞

※令和7年2月7日～令和7年3月31日までに発注・支払い・納品したもののみを補助対象とする。

※①について、地域の他事業所等との情報共有、意見交換、保護者との面接を行うためのハードウェアを対象とする。

※②について、オンラインミーティング等を実施するためのものや、容量の大きいファイルを共有するための商品とする。

※③及び④については、①及び②の導入に必要なものに限り補助対象とする。

※インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。

6 その他留意事項

(1) 経済産業省が実施している「サービス等生産性向上 ICT 導入支援事業」及び厚生労働省が実施している「障害福祉分野の ICT 導入モデル事業」により補助を受けた ICT 導入事業については、本事業の補助対象とならないこと。

(2) 「障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業（令和6年度補正予算分）実施要綱」による対象となるものについては、本事業の補助対象とならないこと。

(3) 過去に、障害福祉サービス事業者等を対象とする同様の ICT 導入支援補助金（令和5年度障害福祉分野の ICT 導入モデル事業等）により補助を受け、同種の ICT 機器等を購入したことがある障害児支援事業所等は、本事業による補助の対象とならないこと。

(4) 障害児支援事業所等が補助対象経費を算定するに当たっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定すること。

※見積書は同一機器・同一構成により2者以上から徴取すること。

※ホームページの印刷等、見積書と認められないものは不可。

(5) 3の(1)の事業による補助を受けるためには、県が、事業者等を対象に開催する研修会へ参加することを要する。

(6) 過去5年間以内に監査等により行政処分を受けた法人は、本補助金の対象から除外する。

(7) 3の(1)の事業により ICT 機器等を導入した事業者は、実績報告書とは別に、概ね導入2か月後に、客観的かつ定量的な指標に基づいて導入前後を比較の上、導入製品の内容や生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について、県に報告することとする。

(8) 3の(1)の事業による補助を受けた事業者は、上記の報告内容について自身のホームページ等で公表するとともに、県等も、事業者の公表情報について県等ホームページに掲載するなど、広く情報提供することとする。

- (9) 3の(1)の事業はＩＣＴ機器等の導入による生産性の向上の効果測定を行うものであり、事業所新規開設時の補助を目的としていない。については、導入成果を客観的・定量的に確認・分析できない場合は補助の対象とならない。
- (10) 国の審査において採択・不採択が判明するのは、令和7年3月下旬頃と見込まれています。そのため、本事業が採択となった場合に購入したいと考えている事業所については、採択となってから購入し、支払い・納品までの期間が大変短くなりますので、ご注意ください。※支払いについての注意事項として、クレジットカード等で支払う場合は、口座から引き落とされた日を支払日とみなしますので、ご注意ください。(例：令和7年3月にクレジットカードで支払い、令和7年4月に口座から引き落とされた場合は4月払いとみなし補助対象外となります。)

7 提出書類及び提出期限

(提出書類)

＜障害児支援分野のＩＣＴ導入モデル事業＞

- ・別紙1～4（事業者調査票、事業計画書（総括）、事業計画書、積算内訳）
※Excel形式にて提出
- ・参考書類（導入するＩＣＴ機器等のパンフレット、見積書（2者以上））

＜児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業＞

- ・別紙5～8（事業者調査票、事業計画書（総括）、事業計画書、積算内訳）
※Excel形式にて提出
- ・参考書類（導入するＩＣＴ機器等のパンフレット、見積書（2者以上））

(提出期限及び提出方法)

令和7年2月14日（金）午後5時までに下記メールアドレス宛てに提出（期限厳守）

【提出先】 syohuk10@mz.pref.chiba.lg.jp

※ 受信可能容量は7MBまでとなります。（受信不可であってもエラーメッセージが表示されないことがあります。）

超える場合は、お手数ですが複数に分けて提出をお願いします。